

3-2. 「指導に課題のある教員」に対する取組(令和5年度)

都道府県 指定都市	1 研修の定義や目的等	2 研修の対象者	3 研修の内容・場所・期間			4 研修の活用方法		
			(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間	(1)指導改善研修との関係	(2)改善度の把握方法	(3)改善度を測る観点
1 北海道	児童生徒への指導に課題の見られる教員に対して具体的なかつ効果的な研修が実施されるよう、道立教育研究所及び道立特別支援教育センター(以下「教育研究所等」という。)の助言を得ることにより、該当教員の指導の改善に努める。	北海道教育委員会が、毎年12月1日を基準日として把握する児童生徒への指導に課題の見られる教員	教育研究所等が、道立学校においては校長あて、市町村立学校においては所管する教育局の義務教育指導課を通じて当該学校長に対し助言を行う。 【主な助言内容】 ・課題の詳細な分析と的確な把握に関すること ・授業力やコミュニケーション能力の向上を図る指導の在り方に関すること ・年間、月別(週別)研修計画の立案に関すること ・効果的な校内外の研修内容の設定及び推進に関すること ・校内体制に関すること など	該当教員の所属校等	通年	指導改善研修との直接的な関係はないが、当該取組後においても改善が不十分な場合、申請者の判断で指導改善研修対象教員として申請される場合もある。	学校長	学習指導や生徒指導、学級経営等の観点で学校長が改善状況を判断
2 青森県	指導に課題がある教員自身について、教員自身の指導の改善の支援及び学校に対する指導・研修の支援を目的として行う。	指導に課題がある教員(「指導が不適切である」教諭等であるとの認定に至らない教諭等)	市町村教育委員会教育長(県立学校については校長)の申請に基づき職員派遣及び総合学校教育センターで支援研修を行う。 ①職員派遣 校長(市町村教委)の要請に応じて、教育事務所、学校教育課の指導主事等が学校訪問し、授業参観、指導助言等を行う。 ②支援研修 学校での指導・研修や職員派遣による指導等を行っても、改善が不十分な場合に、総合学校教育センターへの通所研修等の短期研修を行う。 また、当該研修期間中に、教育事務所等の指導主事等が学校訪問し、授業参観、指導助言等を行う。	所属校及び総合学校教育センター	原則として2か月の範囲内(支援研修)	当該取組後、引き続き学校で指導又は研修を行い、それでもなお改善が不十分な場合、指導改善研修対象教員として申請する。	所属校の校長、市町村教育委員会	・教科に関する専門的知識・技術・指導方法 ・児童生徒の理解に基づいた信頼関係の構築 ・問題行動への適切な対応 等
3 岩手県	早期に指導対象教員の指導の改善を図ることをねらいとして「校内研修」を実施している。	指導に課題を抱える者で、校長等から指導及び助言を行ったにもかかわらず、指導の状況が改善されない者	校長の要請に応じて、教育事務所、市町村教育委員会の指導主事等が、学校を訪問し、授業参観及び指導助言を行う。 教育センター指導員等の定期的な訪問指導、他の教諭の授業参観、教育センターでの随時研修など。	主な研修場所は所属校であるが、教育センターも随時活用している。	原則6月	「校内研修」終了時に、改善状況を評価し、改善が認められない場合は「指導が不適切である教諭等の認定」の手続きに移行。	校長	専門的知識・技術、学習指導、生徒指導・生徒理解、人間関係、服務・規律性
4 宮城県	学習指導や生徒指導等に不安や悩みを抱え自信を失いつつある教員に対して、課題を明確にして、改善、解消を図る。	研修の目的を理解し、受講を希望する教員	所属校において校長が中心となって実施する校内研修を県総合教育センターが支援する。 1 課題に対応する研修設定の観点 ①教科等の専門的知識・技術及び指導方法の向上 ②児童生徒に対する深い愛情と理解力の向上 ③他の教職員との協調性及び保護者等との信頼関係の構築能力の育成 ④その他 2 研修プログラムの概要 ①教師力向上講座 ②事例研修 ③模擬授業・実践授業 ④日常研修 3 県総合教育センターによる研修支援 (1)研修プログラムの提供 ①教師の使命感向上プログラム ②学級担任力向上プログラム ③授業力向上プログラム ④コミュニケーション力向上プログラム ⑤生徒指導力向上プログラム (2)センターから所属校への訪問支援 (3)センターでの来所研修の実施 (4)アフターフォロー	所属校及び県総合教育センター	4か月～12か月	学習、生徒指導等に不安や悩みなどの課題を抱える教員に対して、指導力向上を図るための支援を行うものであり、指導改善研修を受講させることを想定したものでない。	所属長による職員評価の中で、当該者と面談を行うなど適切に把握している。	希望研修であることから、改善度の評価基準は設定していない。
5 秋田県	指導力の回復を要する教員への研修	授業力及び児童生徒支援のために必要な知識・技能に課題を有している教員	教科・領域において、授業力に関する自己の課題を明確にし、課題解決に向けた授業づくり、授業実践、授業分析、教材開発などの授業研究をとおして、実践的指導力の向上を図る。	県総合教育センター及び各研修員の在籍校	4月1日から3月31日までの1年間 指導力ステップアップ研修において4月～8月までの研修の後、改善が見られない場合観察告知を行う。	当該研修やその後、学校現場でも成果が見られない場合は、「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることもある。	センター所長、在籍校校長、市町村教育委員会、県教育委員会	学習指導、生徒指導、学級経営、教員としての資質等 ア センター所長は、4月から9月までの研修員の研修状況評価を、本人及び在籍校校長に開示する。 イ 在籍校校長及び市町村教育委員会や関係課所長は、研修員の研究授業等を参観し、評価を行う。 ウ センターでの評価と研究授業等に関する在籍校校長評価及び市町村教育委員会や関係課所長が互いに確認し、年度末に本人に開示する。 エ センター所長、関係課所、市町村教育委員会、在籍校校長の協議によって、年度末に改善が認められないと評価された当該研修員については、次年度、在籍校において、夏季休業までの期間、在籍校校長が教育実践を評価し、その結果を市町村教育委員会と関係課所及びセンターに報告する。 オ 夏季休業までの段階で、当該研修員の教育指導力の改善がなされていない場合には、「指導が不適切である教員の取組」に関する要綱にある観察告知を行う観察を開始し、要綱に示されている手続きに従って指導を行う。
6 山形県	所属長は、所属する教員の指導に課題があると認められた場合には、早期に当該教員に対し、指導、助言その他の支援を行い改善に努める。	所属長や服務監督権者が、指導に課題があると認めた教員	当該教員による授業及びその他の教育活動等、個々の課題について直接指導する。	勤務校	1年間	指導が不適切な教員に係る観点別評価表に照らして評価し、学校内の対応だけでは十分な指導の改善が見込まれないと判断された場合には、県教育委員会に対して、指導が不適切な教員に関する報告を行う。 評価表に照らして評価した結果、学校内の対応だけでは十分な指導の改善が見込まれないと判断された場合には、県教育委員会に対して、当該教員が指導改善研修を受けることが必要である旨の認定の申請を行う。	所属長や服務監督権者	当該教員の課題である、学習指導力、生徒指導力等の改善を測る。
7 福島県	目途から学習指導や生徒指導に不安や悩みを抱える「指導に課題のある教諭」に対し、教育センター及び養護教育センターが研修支援を行うことにより、指導力の向上を図ることを目的とする。	県内の公立小・中・特別支援学校及び県立学校の「指導に課題のある教諭」 「指導に課題のある教諭」とは、教育公務員特例法第25条の2第1項に基づく「指導が不適切である教諭等である」との認定に至らないが、次の事項に該当する教諭とする。 ・学習指導や生徒指導に対して継続的に不安や悩みを抱え、自信を失いつつある教諭 ・日常の授業や学級経営、児童生徒理解において、その目標達成のために継続的な支援が必要であると当該教諭が所属する学校の校長が判断した教諭	教育センター等集合研修①(研修プログラムの作成) ②(研修プログラムの作成) ③(研修プログラムの作成) ④(研修プログラムの作成) ⑤(研修プログラムの作成) ⑥(研修プログラムの作成) ⑦(研修プログラムの作成) ⑧(研修プログラムの作成) ⑨(研修プログラムの作成) ⑩(研修プログラムの作成) 校内研修(研修者や担当指導主事のマンツーマン支援、研修者の計画に基づき実践授業研修会を2回以上実施) 宿泊研修(1泊2日)(研修者の専門性向上) 教育センター等集合研修②(研修のまとめ)	所属校・福島県教育センター・養護教育センター	4か月 前期(6月～9月) 後期(10月～1月)	課題の改善が困難である者に対しては、所属長からの告知を受けて校内支援の段階へ進み、指導改善研修への手続きを進める。	所属長、教育センター、養護教育センター、教育事務所、市町村教育委員会	当該教員の課題の改善が図られたかどうか。

3-2. 「指導に課題のある教員」に対する取組(令和5年度)

都道府県 指定都市	1 研修の定義や目的等	2 研修の対象者	3 研修の内容・場所・期間			4 研修の活用方法	
			(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間	(1)指導改善研修との関係	(2)改善度の把握方法
8 茨城県	指導力に課題や不安のある教員の指導力の向上や回復を目的とし、各々の課題に応じた校内研修及び校外研修(教育研修センターでの通所研修)を実施している。	① 学習指導計画・教材研究が不十分で、授業を計画的に進めることができない。児童生徒からの質問に正確に答えることができない。 ② 生徒指導計画・児童生徒とのかわり合いが持たず、対応するのが苦手である。 ③ 学級(ホームルーム)経営・クラスの児童生徒が落ち着かず適切な指導ができない。児童生徒への関心が弱く、児童生徒の心身の状況を把握しようとしていない。 ④ その他…教師としての適切な言動ができず、トラブルを起こすことが多い。教師としての責任感が弱く、意欲を持って教育活動に取り組むことができない。	①校内研修Ⅰ(課題研修) ②校内研修Ⅱ(授業研究4回) ③通所研修(6回:研修センター)	所属校・茨城県教育研修センター	6か月	研修成果が十分でない場合は、指導が不適切である教員の認定の申請を行う。	①改善度を測る者 校長・教頭、市町村教育委員会、教育事務所、県教育研修センター ②改善度を測る観点 ①学習指導 ②生徒指導 ③学級経営 ④使命感・資質の向上
9 栃木県	市町村教育委員会又は県立学校の校長から県教育委員会に申請があった場合に、県教育委員会が指導不適切であると判断される教員に対し実施する。	精神疾患以外の理由により、児童又は生徒に対する学習指導、生徒指導、学級経営等を適切に行うことができない教員	勤務校での実践に加え、週1回程度、栃木県総合教育センターにおける研修を実施する。	勤務校及び栃木県総合教育センター	3か月の範囲以内	「指導改善研修」を実施する前の段階の研修として、位置付けている。	①学習指導 ②児童・生徒指導 ③学級経営
10 群馬県	日常の学習指導や生徒指導等の課題解決に向けた実践的な研修を行い、職能成長を図る。	研修の目的を理解し、受講を希望する教員	学習指導、生徒指導、学級経営にかかわる個別の課題に応じた研修	総合教育センター及び所属校	1年間(4月～翌年3月)	課題を抱える教員の指導力向上を目指すもので、必ずしも指導改善研修にかかわるものではない。	「チェック表」、「問題性の分析表」、「観察・指導の記録」等より改善度を判断する。
11 埼玉県	教育委員会の管理主事及び指導主事が学校訪問して、当該教員の授業及びその他の教育活動を参観するなどして指導を行っている。	指導改善研修には至らないが、指導力に課題のある教員	当該教員による授業及びその他の教育活動を参観し、直接指導する。	当該教員の所属校	市町村教育委員会及び県立学校の要請に基づき、通年で実施	当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	校長、市町村教育委員会職員(指導主事等)及び県教育委員会職員(管理主事・指導主事)
12 千葉県	-	-	-	-	-	-	-
13 東京都	指導力不足等教員の取扱いに関する規則(以下「規則」という。)第4条の2第1項及び第7条第1項第1号の2の決定を受けた教員に対して、課題の状況、能力等に応じた課題の解決を図るため、指導力不足教員指導向上研修(以下「指導向上研修」という。)を実施する。	規則の規定により、指導が不適切である教員と認定をされた教員のうち、指導に課題がある教員と認定された者	・東京都教職員研修センター(以下「研修センター」という。)では、講義、演習及び観察授業を中心に、個別の課題に即した研修を実施 ・所属校では、校長が作成した年間研修計画の下、職務を通じた研修を実施	原則として、研修センターで週1日、所属校で週4日実施	1年以内で、教育長が別に定める期間	指導改善研修を受講した結果、一定程度の改善が認められる教員に対し、指導が不適切である教員の認定を解除した上で、指導に課題がある教員と認定し、指導向上研修を実施する。 また、指導向上研修を受講しても課題の改善が認められなかった教員は、指導が不適切である教員又は指導に課題がある教員と認定した上で、指導改善研修又は指導向上研修を実施する。	・校長は、所属校で行った研修の結果について評価し、研修センター所長に通知する。 ・研修センターは、研修センター等での研修、所属校での職務の状況等の観察結果 ・受講者の作成した各種資料、研修報告書等
14 神奈川県	指導に課題のある教員に係る情報把握後、指導が不適切な教員として認定を行うまでの段階(第1段階、第2段階)において、校内での研修・支援を行っている。	学習指導や児童生徒指導の状況を把握し、その結果、課題が見られる者(第1段階) 校内研修・校内支援を行うもの改善されず、なお「課題を有する教員」と判断されている者(第2段階)	・校長などの校内指導者、指導主事及び総合教育センターの専門指導員による授業観察や観察授業の実施、他の教員の授業の参観や面談などを行う。	所属校及び県総合教育センター	6か月程度	校内研修・校内支援によっても、改善が見られない場合、「指導が不適切な教員」として、申請する。	校長、副校長、教頭等、指導主事、総合教育センターの専門指導員、人事担当者等
15 新潟県	校内研修プログラムにより、校内研修を行っている。	指導力に課題があり、市町村教育委員会や校長が研修を行うことが望ましいと判断した者	①学習指導に関すること(教科の専門性、教材研究、指導の工夫、授業運営・指導技術、学習状況の把握) ②生徒指導に関すること(事故や問題行動への対応、児童生徒の心身の状況把握、児童生徒を理解しようとする姿勢) ③学級経営や校務分掌等に関すること(学級経営・校務分掌等、保護者との連携、他の教職員との連携) ④その他	対象教員が所属する学校	6か月	研修の結果、成果が上がらない場合は、指導改善研修の認定申請を行う。	校長 ①学習指導に関すること ②生徒指導に関すること ③学級経営や校務分掌等に関すること それぞれの観点で改善が図られているかどうかを判断する。
16 富山県	-	-	-	-	-	-	-
17 石川県	教員としての意欲を喚起し、実践的な指導力(授業力、児童生徒理解)の向上を図るための研修を実施している。	市町村教委や校長が受講することが望ましいと判断した者	・児童生徒理解 ・授業づくりの在り方(模擬授業を含む) ・人間関係づくり ・授業分析と課題解決	石川県教員総合研修センター	4か月 前期(6月～9月) 後期(10月～1月)	特に関係はない。	学校長、指導主事等 指導案、導入・展開、話し方、発問、指示、板書、教材研究、専門知識、熱意、資料、学習規律等
18 福井県	学習指導を適切に行うことができない教諭や学級経営や生徒指導を適切に行うことができない教諭について、所属校において重点的な指導、研修を実施し、指導力の回復を図る。	① 学習指導を適切に行うことができない教諭等 (1)教科に関する専門的知識、技術等がやや不足しているため、学習指導を適切に行うことができない教諭等 (2)指導方法がやや不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない教諭等 ② 学級経営や生徒指導を適切に行うことができない教諭等 児童等の意見をあまり聞かず、対話も少ないなど、児童等とのコミュニケーションをとることが苦手、児童等の心を理解する能力や意欲に欠ける教諭等	・学校長は教育委員会と連携し、当該教員の課題に応じた効果的な指導計画を作成し、指導教員を中心として計画に沿った指導を行う。 ・指導教員は一人て1～3人を担当し、計画に沿って指導する。	当該教諭等の所属校	1年間(年度更新)	指導が不適切な教員(指導改善研修対象者)としての認定には至らず、校内での指導、研修で改善が見込める教諭等を対象としている。	・校長は指導の成果、指導力の向上の状況を具体的に把握し評価する。 ・指導主事等による授業観察を行う。 ・教材研究の充実度 ・学習指導案の完成度 ・授業実践力 ・家庭での課題内容の妥当性と点検の正確さ
19 山梨県	校長が当該教員に対し、実践的な指導力の改善を図るため校内研修を行う。	指導力に課題があり、校長が研修を行うことが望ましいと判断した者	当該教員の授業及びその他の教育活動等の観察を通して把握した個々の課題について指導、助言する。	当該教員が所属する学校	必要に応じて継続的に実施	校内研修の成果が見取れない場合は、指導改善研修の認定申請を行う。	校長 当該教員の課題について改善が図られたかどうかを判断する。
20 長野県	「指導力不足等教員に係る認定に関する実施要領」第9に盛り込み、研修等、課題解決に向けた校内指導・支援を実施する。	指導力不足等教員に係る認定に関する規則「第2条の1 指導力不足等教員」に該当すると校長が判断した者	校長が教頭その他教員と連携して、当該教員の課題解決に向けた校内支援体制を整備した上で、校内研修、授業見学、個人面談等により指導・支援を実施する。	当該教員の所属校	規定なし	校長は、左記の校内指導・支援を実施しても、なお改善が見込まれないと判断する教員について、指導改善研修を対象として県教委へ申請を行う。	校長 学習指導、生徒指導、学級経営や校務分掌等に関することについて、それぞれの観点で改善が図られているかどうかを判断する。
21 岐阜県	(資質向上研修) 一人一人の児童生徒が充実した教育を受けられるよう、学級担任や教科等の指導が適切に行えない教員に対して、職務を円滑に遂行できるよう必要に資する能力の向上を図る研修を実施している。	次の各号のいずれかに該当し、校内において一定期間、管理職、主任等が指導・援助をしたにもかかわらず改善されない者 一 学級担任としての指導力が不足しており、学級経営を適切に行うことができない教員 二 教科等の指導力が不足しており、学習指導を適切に行うことができない教員 三 協調性に欠け、良好な人間関係を醸成する力が不足しており、児童生徒や保護者等の信頼が得られない教員 四 その他職務を円滑に遂行できない教員	【小中学校】 県の資質向上研修は、県教育委員会、市町村教育委員会、学校のそれぞれの役割を明確にし、責任をもって実施するために次の3段階で実施している。 ①第1ステージ:おもに学校において管理職等を中心とした研修 ②第2ステージ:おもに市町村教育委員会が中心となって行う研修 ③第3ステージ:県教育委員会による研修であり、教員法26条2に基づき指導改善研修(高等学校) 定期的に県の研修施設での研修を実施しながら、勤務校で研修を受ける。また、研修施設では計画的に集中研修を併せて実施する。	所属学校での訪問指導 県総合教育センターでの研修や勤務校以外の学校の 市町村教育委員会での研修	1年間	指導改善研修の前段階として位置づけている。	所属校の管理職、市町村教育委員会及び、県の教育事務所 ・自己啓発面談等で個人目標を設定し、実績評価、指導、助言を行う。 ・技能に応じた研修プログラムを作成するため、個々に目標を設定し、それに対して評価、指導・助言を行う。

3-2. 「指導に課題のある教員」に対する取組(令和5年度)

都道府県 指定都市	1 研修の定義や目的等	2 研修の対象者	3 研修の内容・場所・期間			4 研修の活用方法	
			(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間	(1)指導改善研修との関係	(2)改善度の把握方法 ①改善度を測る者 ②改善度を測る観点
33 岡山県	標準的な指導力を習得させること	県立・市町村立学校の教員	学習指導、生徒指導、学級経営にかかわる個別の課題に応じた研修	県総合教育センター	個別事業による	当該研修やその後、学校現場でも成果が見られない場合は、「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることもある。	①改善度を測る者 学校長、市町村教育委員会(市町村立学校の場合) ②改善度を測る観点 授業力の向上、生徒指導力の向上、学級経営力の向上
34 広島県	-	-	-	-	-	-	-
35 山口県	-	-	-	-	-	-	-
36 徳島県	指導に課題のある教員に対し、校長を中心とした支援チームを編成する等、指導が不適切な状態に陥らないよう校内の支援体制を整備して当該教員の指導力向上を図る研修を実施している。	教科等の指導に当たって一定の課題がみられるが、「指導が不適切である」教諭等であるとの認定に至らない教諭等	教科等指導、学級・ホームルーム経営、生徒指導等、当該教員の課題に応じたものとする。校長は、児童生徒に対する十分な教育上の配慮を行った上で、当該教員の抱える課題に応じた年間指導計画を作成する。	当該教員の所属校	原則として1年間	当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	当該教員の所属校長、県教育委員会及び市町村教育委員会(市町村立学校の場合) 教科指導、学級・ホームルーム経営、生徒指導等、当該教員の課題に応じて、その指導状況がどのように変容したか、把握方法、支援チームによる研修の状況について記録をとり改善状況の判定資料とする。また、県教育委員会及び市町村教育委員会が適宜、管理主事や指導主事による学校訪問を行い、当該教員の状況把握及び当該教員への指導状況の把握を行う。また、年間2回の評価授業を行い、指導主事や管理主事による評価を行い、評価結果について当該教員へフィードバックするとともに改善状況の資料とする。
37 香川県	授業力向上が求められる教員や一時的に指導に行き詰まっている教員に対して、学校現場における授業力・指導力の向上を図るための体制支援として、国の調査研究事業を活用し非常勤講師を加配する。	授業力の向上が求められる教員や一時的に指導に行き詰まっている教員	校内における指導体制を整え実施する。 ＜非常勤講師の加配＞ 教頭やベテラン教員が支援者として授業に関わりながら、指導助言を行い、非常勤講師が支援者の授業負担軽減を図るため、授業の一部や軽微な校務を担当する。 ・非常勤講師(指導力のある退職教員等)が支援者として、授業力向上への日常的な指導助言を行う。	当該教員の所属校	1か月を超えて1年未満で、当該年度末までを期とする。	授業力・指導力の向上を図るための支援を行うものであり、指導改善研修の受講を想定したのではない。 ・学校現場における授業力・指導力の向上を図るための体制づくりの支援を行うものであるが、改善が図られない教員については、指導が不適切な教員としての検討対象と考える。	学校長、市町(学校組合)教育委員会、県教育委員会 授業力、指導力という2つの観点から、教材研究のあり方、学級活動の進め方、全体への指示の出し方、課題のある児童生徒への関わり方等について、当該教員の課題に応じた具体的な支援を行い、改善状況を把握する。事業の終了時に、研修の成果や対象者の状況等を、校長は市町村教育委員会と相談の上、報告書にまとめて提出する。
38 愛媛県	「指導に課題のある教員」の研修は、所属長が早期に当該教員に対し、指導、助言、支援等を通じて実践的な指導力向上及び改善を図るための校内研修を行う。	当該研修は、次の各号のいずれかに該当する「指導に課題のある教員」で、一定期間、所属長や、服務監督権者による指導及び助言のもと、校内において、指導・支援等を行ったにもかかわらず改善されない者を対象とする。 次の各号のいずれかに該当し、校内において一定期間、管理職、主幹教諭、主任等が指導・援助をしたにもかかわらず改善されない者 (1) 学級担任として指導力が不足しており、学級経営を適切に行うことができない教員 (2) 教科等の指導力が不足しており、学習指導を適切に行うことができない教員 (3) 協調性に欠け、良好な人間関係を醸成する力が不足しており、児童生徒や保護者等の信頼を得ることができない教員 (4) その他職務を円滑に遂行することができない教員	教育委員会は、校内研修の計画立案に必要な支援策を講じ、改善の機会を与えることを目的としている。 服務監督権者である市町村教育委員会(小中学校教員の場合)又は県教育委員会(県立学校教員の場合)は、「指導に課題のある教員」の課題を把握する。また、服務監督権者は所属長が立案した当該教員への研修計画が課題に応じた適切なものとなっているか検証し、研修の実施に際しては、指導観察期間を設け、研修の成果を評価する。	自校、市町教育委員会、県総合教育センター	1年程度	所属長及び服務監督権者は、校内研修の後、特別の研修が必要と判断した場合、指導力不足等教員等の認定申請を行い、指導改善研修が必要かどうか、審査委員会において審査する。 ただし、当該研修は「指導に課題のある教員」の指導力向上を目指すもので、必ずしも指導改善研修にかかわるものではない。	所属長、地教委、県教委 日常指導改善度の把握 授業参観等を通して把握する。 要請指導改善度の把握 校長の要請によって、県総合センターや教育委員会等が学校訪問等を実施し指導助言を行うとともに、改善の状況を把握する。 勤務校の管理職が、 ○ 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない状況か。 ○ 児童又は生徒の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない状況か。 ○ 上に掲げる者のほか、教育活動を進める上で、教員としての責任を果たせていない教員か。 という観点から改善度を把握する。
39 高知県	目的 職務遂行にあたって一定の課題が見られるが、「指導を要する教職員」の認定に至らない教職員に対し、改善に向けた効果的な指導及び必要な支援を行うため、所属校等における研修を実施する。	研修の対象となる教職員は、次の(1)～(6)のいずれかの課題を有している者とする。 (1) 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができないこと。 (2) 指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができないこと。 (3) 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生活指導を適切に行うことができないこと。 (4) 勤務態度が不適切であり、又は職務遂行能力に支障があること。 (5) その職に必要な適格性を欠いていること。 (6) (1)～(5)に掲げるもののほか、教職員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導その他の校務を適切に行うことができないこと。	研修の開始にあたり、当該研修の趣旨を対象職員に告知し、課題を明確に認識させて行い、 研修方法は、学習指導案、学級経営方針の作成、研究授業や児童生徒に関わる内容など学校の実態に合わせて研修計画を立てる。所属長は市町村教育委員会を通して、高知県教育委員会に報告書等を提出する。	所属校	1年間	課題が改善されなかったときには、市町村教育委員会又は県立学校校長と人事担当課が相談し、「改善研修」対象者として申請する。	所属長、市町村教育委員会、高知県教育委員会 客観的な事実に基づいた記録に基づき、指導力や勤務意欲、資質や適格性、指導の経過から課題の改善状況を判断し、改善していなければ指導を要する教員に認定し、指導改善研修対象者となる。
40 福岡県	児童・生徒に対する指導が不適切であるため、指導を要する教職員をきたしているが、自らその状況を理解できず、また、理解していても放置したり、適切な解決方法を見い出ることができない教員を対象に、日常の指導や校内研修等を通して指導の改善を図るものであり、研修の実施に当たっては、学校長が課題に応じた適切な研修プログラムを立案し、学校長を中心として組織的・協働的に対応することとしている。	○適切な学習指導ができずに、授業が成立していない。 ○適切な学級経営ができずに、いわゆる学級崩壊等の状況にある。 ○適切な生徒指導ができずに、児童・生徒とのトラブルが絶えない。 ○社会的に欠けるため、職員・保護者とのトラブルが絶えない。	倫理研修、実践研修、体験研修の3分野から、当該教員の課題や能力、学校の実態等に応じて具体的な研修項目を選択し、個別の研修プログラムを作成し実施する。また、学校の要請に応じて、指導主事等が構成するサポートチームを派遣し、指導体制づくりや研修プログラムの作成、実施、記録等、適切に研修が実施されるようアドバイスし、定期的、継続的に学校を訪問し、研修が円滑かつ効果的に行われるよう支援する。	所属校	原則として1年間	校内研修の実施後に、改善が見られない場合は、「指導が不適切である」教諭等として申請することになる。	所属長、市町村教育委員会及び、県教育事務所 ・教科に関する専門的知識・技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない状況か。 ・指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない状況か。 ・児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない状況か。 ・その他、教員としての基本的な能力が不足しているため、学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない状況か。等
41 佐賀県	「指導が不適切である教員」との判断までには至らない教員(以下、「指導に課題がある教員」という。)に対して、早期に指導の改善を図り、教員の資能力を一層高めるために「支援研修」を実施する。	教科等の指導に当たって一定の課題が見られるが、教育公務員特例法第25条の2第1項に基づく「指導が不適切である教員」との判断までには至らない者、又は県教育委員会が特に支援研修の受講が必要とする者。 指導に課題がある教員とは「授業に工夫がなく、自分本位の授業が多い」 ・学級経営がうまくできず、児童・生徒との信頼関係を築くのが難しい。 ・問題行動等がうまく把握できず、必要な指導ができない。 ・職員・保護者とのトラブルが多い等	○教科等指導研修 ・模擬授業、授業研究会(指導案、板書、発問等)、教育センター研修講座、授業力を高める研修、指導主事等による指導・助言 等 ○一般研修 ・自己の課題把握、学級経営の進め方、生徒指導の仕方、同僚や保護者等との関係づくり等、教師としての基礎的・基本的な力を高める研修等	勤務校	原則として1年間	当該研修で成果が上がらなかった場合は、「指導が不適切である教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせる。	校長 ①教科等学習指導の状況 ②生徒指導や学級経営の状況 ③児童生徒とのコミュニケーション ④職員・保護者との関わり

3-2. 「指導に課題のある教員」に対する取組(令和5年度)

都道府県 指定都市	1 研修の定義や目的等	2 研修の対象者	3 研修の内容・場所・期間			4 研修の活用方法		
			(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間	(1)指導改善研修との関係	(2)改善度の把握方法	(3)改善度を測る観点
52 川崎市	児童等の指導に当たって一定の課題が見られる教員等については、校長は教育委員会と相談し、児童等に対する十分な教育上の配慮を行った上で、短期の研修や指導観察期間等とおとし、校長等の管理職や指導主事等から指導、助言を行い、当該教員の指導の改善を図っている。	児童等の指導に当たって一定の課題が見られる小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教員	校長は、対象者の指導状況等の把握や課題克服に向けた適切な指導・助言、研修、その他学校の実情に応じて校内での支援体制の整備や支援計画の作成を行う。教頭は、校長を補佐するとともに、指導観察記録の作成等を行う。また、総務教諭や各主任等は、指導担当者として校長、教頭の指示により授業実習等対象者の実際の指導にあたる。	主に所属校(必要に応じて総合教育センターなど)	1か月以上6か月以内	指導の改善が見込まれない場合には、校長は委員会に指導が不適切な教員の認定について申請する。	所属学校の校長、教頭、総務教諭、主任教諭及び総合教育センターの研修指導員	①指導観察記録、研修日志及び自己観察記録の結果をもとに、「学習指導」「学級経営」「児童生徒理解・指導」「教員としての社会性・人徳性・組織理解」の観点に関する項目ごとに具体的な成果を整理し、対象者の課題における改善度を測る。
53 横浜市	疾病以外の理由により、児童等の指導に必要な知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行っていない教員のうち、教育委員会が認定した者に対して、指導等の改善を目的として行う。	(1)学習指導を適切に行えない教員 (2)児童・生徒指導を適切に行えない教員 (3)学級経営を適切に行えない教員	研修担当課において研修計画を立て、対象教員の所属校で研修を実施する。	主に所属校	原則として1年以内	「校内研修」終了時に、改善状況を評価し、改善が認められない場合は「指導が不適切である教諭等の認定」の手続きに移行。	所属長	各教科等の指導に関する専門的知識や技能向上、児童生徒の適切な評価・評定、児童生徒の問題行動等への適切な対応等
54 相模原市	指導に課題のある教員に係る情報把握後、「指導が不適切な教員」として認定を行うまでの段階(第1段階、第2段階)において、校内研修・校内支援を行っている。	学習指導や児童生徒指導の状況を中心に教育活動全般について情報把握し、その結果、課題が見られる者(第1段階)。校内研修・校内支援を行うもの改善されず、なお「課題を有する教員」と判断されている者(第2段階)。	「学習指導」「児童・生徒指導」「資質」に関する内容など、当該教員の課題に応じた研修を行う。	主に所属校(必要に応じて総合学習センターなど)	1か月～6か月	校内研修・校内支援によっても改善が見られない場合、「指導が不適切な教員」として、教育委員会に申請する。	当該校の管理職	①全体の状況把握、②個々への配慮、③態度・態度、言葉遣い等、④公平さ・人権への配慮(後表に開示) ⑤導入・展開、まとめの内容と時間配分、⑥学習課題の明確化・提示方法、⑦教材・教具の提供方法及びその扱い、⑧指導内容・用語、⑨児童・生徒の考えや反応への対応、⑩動機付けや意欲喚起への配慮、⑪他書
55 新潟市	学校並びに指導主事が、支援を要する教職員を支援することにより、指導力、意欲及び自信を回復させることを目的としている。	(1) 幼稚園、小学校又は特別支援学校において、学級担任又は主たる授業者となることが困難な教諭 (2) 中学校又は高等学校において、主たる授業者となることが困難 (3) 学校又は幼稚園において、継続的に職務の遂行に支障をきたしている教諭	総合教育センターでの指導改善研修の後、所属校でのサポート研修を実施	所属校と総合教育センター	原則1年間	指導改善研修に陥らないための予防的研修(サポート研修、集中研修、定期研修)として位置づけている。	「支援を要する教員」の判断の基準と視点」を活用して図る。 ・職員選任に関する研修 (研修内容) ・学習指導に関する研修 ・生徒指導に関する研修 ・保護者、同僚との人間関係に関する研修 (研修場所) 所属校及び総合教育センター	
56 静岡市	3年目フォローアップ支援として、「指導に課題のある教員」に対し、教育センター指導員が定期的に学校を訪問する。授業参観・面談による指導助言を行い、授業力アップ、子ども理解等についての認識が深まるよう、支援に努める。	授業力、子ども理解等に大きな課題がある教員	当該教員による授業及び子どもへの接し方等について教育センター指導員が、具体的に直接指導をする。	所属校	1年間	課題を抱える教員の指導力向上を目指す中で、必ずしも指導改善研修にかかわるものではない。	所属長	特に改善度の評価基準は設定していない。
57 浜松市	指導力に関して支援を要する教員に研修を実施している。	指導不適切教員の子備軍であり、指導力に関して支援を要する教員	当該教員の課題・適正に応じた研修を実施する。 ・教育センター(当該教員の状況により1回から複数回) ・指導主事による研修 ・校長による研修 ・校内授業研究	・教育センター ・在籍校 ・その他	・6か月を単位として改善が認められるまで	当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	・指導主事 ・当該校長 ・審査委員会委員	学習指導力、生徒指導力、運営・人間関係力、勤務状況、教員としての使命感等
58 名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-
59 京都市	・授業力向上プログラム 学校長が「継続的に研修が必要」と判断し、「授業力」を重点的に向上させる必要がある教員に対する研修プログラム。 ・復帰時集中指導研修 指導困難な状況に陥り、長期休業等をおこなった教員のうち、教育委員会が必要と認める教員 ・指導に課題のある教員等に対する1年以上取得せざるを得なくなった教員のうち、必要と認められた教員に対して、復帰時に指導主事が集中個別指導を行う。 ・指導に課題のある教員等に対する人事管理に関する調査研究事業 教科等の指導力が不足しているが「指導が不適切である」との認定に至らない教員等に対して、不適切な状況に陥らないよう、資質・実践的指導力の向上を図る。	・授業力向上プログラム 学校長が「継続的に研修が必要」と判断し、「授業力」を重点的に向上させる必要がある教員 ・復帰時集中指導研修 指導困難な状況に陥り、長期休業等をおこなった教員のうち、教育委員会が必要と認める教員 ・指導に課題のある教員等に対する1年以上取得せざるを得なくなった教員のうち、必要と認められた教員に対して、復帰時に指導主事が集中個別指導を行う。 ・指導に課題のある教員等に対する人事管理に関する調査研究事業 教科等の指導力が不足しているが「指導が不適切である」との認定に至らない教員等に対して、不適切な状況に陥らないよう、資質・実践的指導力の向上を図る。	・授業力向上プログラム研修:当該教員の能力及び適正に応じた課題別研修や勤務校で行う授業研修等を実施 ・復帰時集中指導研修:服務指導や指導案作成などの研修を実施 ・指導に課題のある教員等に対する人事管理に関する調査研究事業:指導主事等による訪問指導及び授業作成等所属校における校内研修の実施	・授業力向上プログラム研修:総合教育センター及び勤務校 ・復帰時集中指導研修:復帰時集中指導研修:総合教育センター及び勤務校 ・指導に課題のある教員等に対する人事管理に関する調査研究事業:総合教育センター及び勤務校	・授業力向上プログラム研修:1年間 ・復帰時集中指導研修:1年間 ・指導に課題のある教員等に対する人事管理に関する調査研究事業:11ヶ月	・授業力向上プログラム 当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。 ・復帰時集中指導研修 当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。 ・指導に課題のある教員等に対する人事管理に関する調査研究事業 当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	・授業力向上プログラム研修:教育委員会指導主事など ・復帰時集中指導研修:教育委員会指導主事など ・指導に課題のある教員等に対する人事管理に関する調査研究事業:教育委員会指導主事など	・授業力向上プログラム研修:指導力の改善しているか、集中的な指導が必要かどうか ・復帰時集中指導研修:指導力の改善しているか、集中的な指導が必要かどうか ・指導に課題のある教員等に対する人事管理に関する調査研究事業:指導力の改善しているか、集中的な指導が必要かどうか
60 大阪市	指導員(もと校長)が学校訪問などを行い、支援を要する教員の状況把握をたううえで、校長等に対して当該教員への指導方法の助言や指導員による当該教員への直接指導と、当該教員の指導力向上を図る(校長支援)。	支援を要する教員(「支援を要する教員」に対する調査)で校長から報告があった教員)	校長が支援を要する教員に対し、日常的に指導・助言を実施する。支援を要する教員に対する調査の結果に基づき、必要に応じて、指導員から校長に対する指導方法の助言や当該教員に対する直接指導を行う。	在籍校園	支援を要する教員に対する調査の報告から当該教員の改善が認められるまで	校長支援により改善が見られない教員、いわゆる「指導が不適切と思われる教員」については、指導員が校長とともに指導・記録を継続し、それでも改善しない場合には、指導改善研修(ステップアップ研修)の受講につなげる。	指導員・指導主事・行政担当者	授業観察や面談を行い、定期的に当該教員の状況等の情報共有を図り、確認したうえで次の観点に基づき改善状況等を判断する。 ・教科に関する専門的知識、技術等があるか。 ・指導方法が適切であるか。 ・児童等の心を理解する能力及び意欲があるか。
61 堺市	教科等に関する専門知識、技術等が十分でなかったため、学習指導等が適切に行うことができない者に対して、①校内研修、②巡回指導研修、③一定期間教育センターで資質向上研修を実施している。	教科等に関する専門知識、技術等が十分でなかったため、学習指導等が適切に行うことができない者等	教育センターが、資質向上研修実施委員会における審査結果に基づき、資質向上研修の具体的な内容及び方法について、学校園長、教職員人事課と協議のうえ計画を策定する。	・所属学校園 ・教育センター	資質向上研修実施委員会からの審査に基づく期間	資質向上研修の成果に基づき、指導改善研修の対象者として検討を行う。	校長、指導主事、資質向上研修実施委員会	・学習指導力 ・生徒指導力 ・学級・学校運営力 ・教育公務員としての使命感・責任感

3-2. 「指導に課題のある教員」に対する取組(令和5年度)

都道府県 指定都市	1 研修の定義や目的等	2 研修の対象者	3 研修の内容・場所・期間			4 研修の活用方法		
			(1)研修内容(概要)	(2)研修場所	(3)研修期間	(1)指導改善研修との関係	(2)改善度の把握方法 ①改善度を測る者 ②改善度を測る観点	
62 神戸市	・校内外研修 指導が著しく適切さを欠き、また資質に問題があるなど、指導力に問題があると考えられる教員(支援を要する教員)については、まず、校内外研修により指導力を回復していく。 ・総合教育センターによる研修 校内外研修で指導力を改善することが出来ない教員については、総合教育センターによる訪問研修等により指導力を回復していくこととする。	指導が著しく適切さを欠き、また資質に問題があるなど、指導力に問題があると考えられる教員(支援を要する教員)	・専門指導員が授業参観し、適切な助言をする。 一定期間(回数)継続して、支援活動を実施する。	主に対象者の勤務校	必要に応じて継続的に実施	当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	①改善度を測る者 教育委員会事務局教職員課及び総合教育センター ②改善度を測る観点 授業力の向上、生徒指導力の向上、学級経営力の向上。	
63 岡山市	教科指導や生徒指導、学級経営等を中心に指導方法や教材等の研究を深め、当該教員の資質及び指導力の向上を目的としている。	自らの指導力等に不安を感じている者、今後一層の指導力の向上により学校の中核として期待される者等のうち、個別の指導・支援を希望し、指導力等の向上が一層期待できると校長が判断した者。	【校内での実施】 ① 校長は、支持的・協働的な雰囲気の中で、当該教員の資質及び指導力の向上を目指す指導・支援が充実できるよう、個々の課題を明確にして支援体制をつくる。 ② 教育研究研修センター指導主事・指導員は、週に1回程度学校を訪問し、当該教員の授業等の観察を行い、校長と校内における指導・支援について協議する。 【教育研究研修センター】 ① 当該教員は、授業等の観察を受け、教育研究研修センターで授業反省等を行う。 ② 実施時間帯については、学校の実施により校長と教育研究研修センター所長が協議し、決定する。	校内及び教育研究研修センター	当該年度内とし、各当該教員の実施に応じて、校長と教育研究研修センター所長が協議し、決定する。なお、実施状況をもとに、延長・短縮も可とする。	関係はない。	②実施状況の把握方法 教育研究研修センターと当該教員は実施の記録を作成し、ポートフォリオ方式を通して、常に当該教員の課題意識を明確にさせることで指導力等の定着を図り、実施状況を把握する。 ○実施状況を把握する者 教育研究研修センター指導主事及び指導員	○実施状況を把握する観点 本市の教職員研修では、岡山市教育振興基本計画において示している目指す教職員像「情熱、指導力、人間力を有し、学び続ける教職員」に基づき、以下の3つの資質能力の向上を図っている。 ・教育に対する揺るぎない情熱(使命感、向上心) ・教育の専門家としての確かな力量(保育・授業力、子ども理解の力、マネジメント力) ・総合的な人間力(人間関係力、人間性) また、教職員の経験年数により4つの段階に分け、それぞれの段階で必要な資質能力を着実に身に付けていけるよう系統的に研修を実施している。 指導力向上研修においても、以上の3つの資質能力を観点とし、経験年数をふまえながら課題を設定するとともに実施状況を把握することとしている。
64 広島市	教科指導や生徒指導、学級経営等について、研究を深め、教員の指導力の向上を目的としている。	教科等に関する専門的知識や技術等が十分でないため、教科指導等を適切に行うことができない者等	指導力に課題のある教員については、教員の課題に応じた「指導力向上のためのプログラム」を策定し、継続的な指導を行う。	研修の内容は、勤務校での指導主事による授業観察及び直接指導と、教育センターでの課題に適切な研修講座の受講等。	研修期間は、プログラム策定時に個別に定める。	当該研修で成果が上がらなかった場合は、「指導が不適切である教員」として審議会の意見を聞いた上で認定し、指導改善研修を受けさせることとしている。	学校長、指導主事、管理主事等	「指導力向上のためのプログラム」策定時に設定した個別の課題
65 北九州市	校(園)長が行なう指導・研修を支援するための講座を実施している。	全教員に対して実施する指導力調査を、AからDで判定する。調査でC又はDと判定されたものを対象とする。	指導に課題のある教員及び希望者に対して、有識者(大学教授、教育委員会指導主事等が講師となり、指導力向上のための研修を実施	教育センター リモート・動画視聴等	2~7日間	校長による指導研修の一環で実施しており、当該研修で成果が上がらず、その後も改善がない場合は、「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることとしている。	学校長	年2回実施する指導力調査(7月、1月)において、指導力調査判定項目に基づき、それぞれの時期において判定された結果により、改善度を図る方式をとっている。
66 福岡市	「指導が不適切である」教諭等に該当する可能性があると思われる教諭等を早期に把握し、当該教諭等の抱える課題や問題点を明確にするとともに、学校と教育委員会との連携のもと、当該教諭等に指導の改善に向けた助言・指導等を行う。	「指導が不適切である」教諭等に該当する可能性があると思われる教諭等に対して行う。	校長及び教育委員会事務局関係課が連携して当該教員の指導力向上のための取組を継続的に実施(授業参観・個別指導、教育センターで行われる研修の受講等)	校内等	必要に応じて継続的に実施	当該研修において成果が上がらなかった場合は、「指導が不適切である」教諭等としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	校長が教育委員会事務局関係課と連携	知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質、能力等の観点で当該教員の指導の状況を随時把握。
67 熊本市	校長が「指導が不適切な教諭等に該当する可能性があると思われる教諭等を早期に把握し、その教諭等に対し、教育委員会と連携しながら校内で研修を行い、指導力の改善を図る。	教科等に関する専門的知識、技術等が不足している、指導が不適切である。児童等の心を理解する能力又は意欲に欠けるなど、教諭等としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない者	指導に課題があると思われる教諭等に対して、校長が指導・助言を行うとともに、校内での研修計画や他教員による支援体制をつくり課題解決を図る。 教育委員会は、校長と連携し、必要に応じて指導主事等を派遣するなどして当該教諭等の課題解決を図る。	主に対象者の勤務校	6カ月	校内での研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	学校長と教育委員会とで協議	学習指導、生徒指導、学級経営、教員としての資質等
合計				56県市				
(参考) 令和4年度合計				55県市				
(参考) 平成26年度合計				43県市				

(注1)「指導に課題のある教員」とは、教科等の指導に当たって一定の課題のみならず、教育公務員特例法に基づく「指導が不適切である」教諭等であるとの認定に至らない教諭等を指す。
(注2)合計は「指導に課題のある教員」に対する研修を実施している都道府県・政令指定都市数。